

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学利益相反規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学利益相反規程</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日 16 経教 規程第 66 号</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>(利益相反委員会)</p> <p>第 7 条 <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 4 条第 2 項に定める共生科学技術研究院（以下「研究院」という。）に、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p><u>二 研究院運営委員会委員（産官学連携・知的財産センターから選出された委員及び研究支援・産学連携チームリーダーを除く。）</u></p> <p>三 <u>研究院の農学系及び工学系から選出された講師以上の教員 各 4 人</u></p> <p>四 <u>研究院の融合系から選出された講師以上の教員 1 人</u></p> <p>五 産官学連携・知的財産センターの専任教員 2 人</p> <p>六 その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3～4 省略</p> <p>第 8 条～第 13 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>(利益相反委員会)</p> <p>第 7 条 <u>本学に、利益相反に関する事項について審議するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p><u>二 農学研究院副院長及び工学研究院副院長</u></p> <p>三 <u>農学研究院及び工学研究院から選出された講師以上の教員 各 4 人</u></p> <p>四 <u>(削る)</u></p> <p>四 産官学連携・知的財産センターの専任教員 2 人</p> <p>五 その他委員長が必要と認めた者</p> <p>3～4 省略</p> <p>第 8 条～第 13 条 省略</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22 教規程第 12 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。